

第四部

第二回参議院司法委員会會議録第四十八号

昭和二十三年六月二十六日(土曜日) 午前十時四十分開会

本日の会議に付した事件

○人身保護法案(伊藤修君発議)

○福岡高等裁判所宮崎支部設置に関する請願(第六百九十号)

○福岡高等裁判所長崎支部設置に関する陳情(第四百三三号)

○青年補導法案(鬼丸義典君発議)

○委員(伊藤修君) 只今より委員会を開きます。速記を止めて、

午前十時四十一分速記中止

午後零時二分速記開始

○委員(伊藤修君) 速記を始めて、それでは只今より人身保護法案を上げたいです。本法案につきましても、質疑を継続いたしておりますが、質疑はこれを打ち切ることにより御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) それでは質疑はこれを以て打ち切いたします。直ちに討論に入りますが、本案につきましては、御承知の通り、立法の趣旨は、細かい規定はルールにゆずるといふ趣旨で立法をせられておるのであります。

衆議院その他においては、やはり本案にできるだけこれを採入れて、そうして基本を明確にすることがよからうといふような御説明でありまして、衆議院その他の意見を全部採入れまして、それで、この委員会の修正案として御

手許に出した次第であります。これは朗読を省略して頂きまして如何でございますでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) それでは修正案は速記にこのまま残して頂くことにいたします。それでは討論は省略いたします。直ちに採決に入りたいと存じますが、先ず修正案に対して採決をお願いします。修正案全部に対して御賛成をお願いできますか。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) では修正案通り決定いたします。

次に修正案を除きます議案につきまして採決をいたします。では修正案を除く原案につきまして、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) では原案通り可決決定いたします。本案の委員長の口頭報告も予め御了承願いましたいと存じます。

「多数意見者署名」

○委員(伊藤修君) 次に先程の請願第六百九十五号、福岡高等裁判所宮崎支部設置に関する請願並びに陳情第四百三三号、福岡高等裁判所長崎支部設置に関する陳情の御説明に対して質疑を継続いたします。

○水久保善作君 私は本日特にこの委員会において、高等裁判所支部設置に關し、当局に對して、九州即ち福岡高等裁判所管内における新設場所選考上

の要領を申述べまして、その管弁を承りたいと存じます。最高裁判所は事件の迅速なる処理を計るために、全国に十五ヶ所の高等裁判所支部設置を計画し、目下その設置場所を選考しております。これに伴いまして、九州でも一ヶ所に設置されることになり、それを何処に置くかと選考するために、去る一月三十一日最高裁判所事務局第二課長が是定福岡高等裁判所事務局長と共に、宮崎市に出張の上、該地の実情を視察され、又、來月早々福岡最高裁判所裁判官を同地へ派遣調査されるよう承っております。今九州で高等裁判所支部設置の候補地は、熊本、大分、鹿児島、宮崎の四市であることとあります。高等裁判所支部設置については、宮崎縣は地理的に不便なので、宮崎縣内法曹關係者及び有識者間にその要望を強く叫ばれております。よつて、宮崎弁護士会ではすでに昨年十二月初め、該支部設置上申書を福岡高等裁判所長に提出し、又安中宮崎縣知事及び荒川宮崎市長も支部設置については、出來得る限りの便宜を與え、協力を惜しまないことを表明、その設置方を要望している次第であります。一体宮崎縣は地理的狀態からいつても交通状態から申しまして、刑事事件であれば、被告人も行かなくてはなりません。かくのごとく多額の費用を要するため、一審の裁判に不服であつても、経済的に恵まれない被告人は止むを得ず上訴権を放棄しなければならぬことは周知

の事実であります。而して昭和二十二年五月三日より同年十一月末日までの福岡高等裁判所において取扱つた事件数を見ますと、福岡縣四百件を筆頭に、その次は地理的に便利な佐賀縣が百四十件を示しておるのであります。これに対し、宮崎縣は僅かに六十八件に過ぎなかつたのみを明かでありまして、併し、上訴件数は一應人口の多少にもよりますが宮崎縣の場合佐賀縣と比較いたしましたら、全体の事件数では遙かに多いにも拘わらず、上訴件数では僅かにその半数にも及ばないという事實は一体何を物語るものでありませうか。かかる実情によりまして、事件数の多少のみを以て、本問題を律することは當を得たのではないと思ひます。更に地理的に不便であるため、又貧しいがために國民としての権利の主張ができないといふことは、新憲法下において基本的人權の擁護にも反するものであるといわねばなりません。次に四候補地についてみますと、熊本は福岡まで僅か四時間しかかからぬ距離にあり、樂に日帰りもできるから、これは一應問題外として、鹿児島、大分、宮崎の三候補地についてみますれば、宮崎縣はその中間に位しておりますので、宮崎市に設置されることは、大分、鹿児島兩縣民にとつて、最も都合が合ふと思ふ次第であります。若し、鹿児島市に設置されたら大分縣民にとつては何ら恩恵に浴することは不可能でありまして、大分市設置は鹿児島縣民の不利又然りでありまして、宮崎の職

判所は、右三候補地中、幸い職災から免かれたただ一つのものでありまして、同裁判所廳舎陪審法廷のごときは高等裁判法廷として恥かしくない誠に立派なものであります。又判事宿舎建設についても市長が最大の努力を拂うことを誓約している次第でありますから、何ら心配はありません。かように廳舎、住宅關係もよく、更に旅館、食糧等の諸事情からいつても以上各縣に劣つてゐるとは思はれません。かくのごとく、宮崎市は高等裁判所支部設置地として最も好條件を具備しております。而もそれは、宮崎縣民のためだけでなく大分、鹿児島兩縣民のためにも又熊本縣下人吉區裁判所管区のごときは他のいづれの地に設置されるよりも頗る便宜を得ますので一番公平安当だと思ひます。故に私は宮崎市に該裁判所の支部設置を要望する所以であります。この高等裁判所支部設置については一部關係者、有識者が非常な熱意を以てゐるにも拘わらず、一般には、未だ左程關心が薄いようでありまして、それは直轄一般人の日常生活に觸れていないからだと思ひます。然し、前述のように、多額の経費と時間のために控訴件数の少いことを考えますと、その裁判所支部の設置は前に申しました通り、便宜を得る關係、國民が新憲法下において、基本的人權を擁護するためにおき、重要な重要事であるといふ確信を以て、最高裁判所事務局の誠意ある答弁を求むる次第であります。

○前之團事一即君 最高裁判所から出でなつておるお方にお伺いしたいのですが、九州の各縣から福岡高等裁判所支部設置の陳情は、現在ここに出

ておりますのは、宮崎と長崎だけではありませんが、その外熊本、鹿兒島からも出ております。すでに鹿兒島の分は衆議院においては、採択になつておる。最高裁判所、その他關係方面にも陳情が出ておるのでありますが、それらのことについて申し上げます前に、二三質問いたします。九州各縣の現勢、つまり地域、廣さ、それから人口、これは鹿兒島などはよく分つておりますが、その他について分りませんので、

そういうようなことを詳細に御説明願いたいと思ひます。尙非常に縣に島を包含しておるところが多いのであります。鹿兒島縣など最も多いのであります。その状況、

それから二、福岡高等裁判所の係属事件、これを福岡高等裁判所設置以來の民事、刑事の今日までの事件をお知らせ願ひたい。尙控訴いたしておりする裁判所の区別並びに件数。

それから第三に、九州の各地方裁判所の判事及び弁護士の数、それから九州各縣における裁判所、これは地方裁判所支部、簡易裁判所とを別に御説明を願ひたいと思ひます、その数。

それから第四、最も大切なこと、これは先程水久保さんから市を中心にしての交通關係をお述べになつたのであります。單に市を中心として交通だけを考へてはいけなさと私は思ひます。それで各縣の郡の中心地から福岡市に行くところの交通關係。それから第五、鹿兒島縣の弁護士

会、それから市、縣等から最高裁判所、その他各方面に請願或いは陳情が出ておると思ひますが、その陳情書の出された日時及び陳情の内容。

それから最も大事なことであります。支部設置の問題について、福岡高等裁判所で裁判官會議を二回開かれたというのを聞いております。そして最後のつまり確認するところの裁判官の會議において、鹿兒島八、熊本三、宮崎一であつたということであるが、先ずこれだけをお尋ねして質問を継続いたします。

○説明員(角村克巳君) 只今の調査の御要求の事項は大分細かいので、今直ちにここで資料を御提出申上げることができませんので、調査の上御答へたいと思ひます。

○水久保著作君 先程私が質問をいたしましたあの事項について、御調査になつた結果がどういふふうになつておりますか、それをちよつと承りたいと思ひます。

○説明員(角村克巳君) 先程宮崎のことについていへば、お述べになりましたことは、私の方で調べましたことと概ね符合しておるところでございます。

○前之團事一即君 この支部を鹿兒島に作るか、宮崎に作るか、或いは熊本に作るかというところは、各縣それぞれ非常に今日は、重大な問題になつておるのであります。現に鹿兒島縣のごときは本朝も最高裁判所に陳情に行つたのであります。副知事と鹿兒島市助役が資料を持つて陳情に来ております。余程委員会としても慎重に御審議を願ふ必要があると考へまして、只今

の質問をいたしましたわけでありましたが、只今直ちに御答弁ができませんとありますが、ならば、御答弁が、あるまでこの審議を続行を願ひたいと思ひます。

○來馬澤道君 私は先程から靜かに考へて見まして、長崎に支部を設けるというところは、島嶼が沢山あるから、それで福岡まで行くのは大変だから、その理由のようであります。長崎縣の縣域は壹岐、對馬の方まで長崎縣でありまして、殊に福江などから申しましても随分困難ではあると思ひます。併し私の九州をたゞ一視察いたしました経験から見ますと、宮崎におきまして、鹿兒島、大分及び熊本の一部、及び九州南部のものを宮崎において取扱うということに、するのには、新しい観点から見て、大変適當な措置であると思ひます。請願でありますから、これを直ちに実施するということにはなるかならなかり分りませんけれども、從來聞えておりました熊本、鹿兒島、長崎、大分というよりな所に設置するよりも、宮崎に設置することが、九州を大観した私の経験から、少くとも本院において採択いたしました内閣に送付する價值のある意見なりと信ずるのであります。

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

先ず鹿兒島縣と宮崎縣とを比較して見ますと、宮崎縣は日本においても最も小さい縣である。人口僅か百万。これに比べて鹿兒島は百七十四万、參議院議員の數にしても倍である。鹿兒島は四人、宮崎は二人。事件の數にしても、これも私、調べておるのであります。昭和二十二年の五月の三日から十月までの控訴事件が、宮崎は三十件であります。鹿兒島は七十一件ということになつておりますが、これは或いは正確ではないかも知れないので、先程政府委員に質問したわけでありましたが、そういう状況であります。交通の關係はどうかと申しますと、これは大体において先程、水久保委員が申されたように、中心地から考へますと、宮崎市からは福岡まで十一時間、鹿兒島から十時間というところになつておる。ところが本日新聞にもあります通り、日豊線に準急線が動くことになりましたので、これは恐らく今の十時間が九時間ぐらゐに短縮されるのではないかと考へるのであります。ところがこれは中心地だけのことでありまして、鹿兒島は御承知のように島が多い。種子島、屋久島、それから薩摩郡の例の奄美大島であるとか非常に無数の島がある。尙この大島郡は只今日本のものであるかどうかということがはつきり分らんようでありまして、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

況でありますので、交通の不便なことから申しますと、これは到底宮崎の比ではないのであります。尙宮崎に支部を設置することによつて、鹿兒島も、大分もこれを包含することができらう、こういうような御意見であります。それが、それは全く違ふのであります。大分は宮崎に接近する縣境は無論宮崎の方がいいかも知れませんが、大分におきまして福岡に六時間しか掛からない。中心地から六時間しか掛からぬのであります。宮崎まではそれ以上の時間が掛かる。又宮崎に来るよりも九州の最も大きな都市である福岡に行く方が、事件その他の關係においても非常に便利であるということが考へられるのであります。

尙薩省の問題について非常にお話があつたやうであります。現在宮崎に持つておられますあの陪審法廷、陪審に使つたものは、約百坪ぐらゐの小さなものであつて、直ちにこれでは間に合わないといふやうなことが言われておるのであります。私共の副知事が本日持つて参りました陳情によりまして、鹿兒島は縣が百万円、市町村が百万円を負担して、二百坪以上の廳舎を造る、鹿兒島といふことになれば、直ちに廳舎を造るんだという準備もできておる。更に宿舎も造るといふことが、この陳情書に書いてあるのであります。非常に廳舎を造るのに長く掛かるやうにお話であります。これは建築許可があれば二月以内に造るといふことを申しておる。而も我々は昨年からこの支部設置のことを言つて、裁判所が御決議になれば、今日からでも造るといふことを言つておるのであります。

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

○前之團事一即君 只今來馬委員から御意見がありました。これには私は遺憾ながら賛意を表することができないのであります。先程政府委員が、私共の聞く情報によりまして、これは、いすれ元のようになるのではないかと、我々大きな希望と喜びを感じておるようなわけでありました。そういたしますと、これらの島々から鹿兒島に出ますの

を願ふ必要があると考へまして、只今

に申上げておきたいと考へるのであり

に、遠い地は二日間も掛かるといふ状

判所が御決断になれば、今日からでも

ます。今になつて應答があるとかない

とかいふことは議論にならない。二ヶ月

月くらいのことには、判事を任命され、

或いはその他の準備にも要するのであり

ます。應答のことは問題にならない

し、又殆んど理想に近い應答ができる

ということになるのであります。單に

一時の目先でなく、これは將來のこと

も、十分に考へなければならんと私共

は思ふのであります。これらのことを

一つ委員の皆様から十分に御研究、御

認識を賜りたいと思ふのであります

が、重ねて私は先程質問いたしました

條項について御答弁を願つて、そうし

てその上で皆様の慎重なる御審議をお

願ひたいと思へます。

○委員長(伊藤修君) ちよつと申上げ

ますが、前之園さんから御要求になり

ました大藏省の政府委員の方が見えて

おりますから、簡単に御質問願つたら

どうかと思へます。

○前之園一郎君 大藏省の方に御伺

ひしたのであります。この前の小委

員会に最高裁判所の事務局長が見えら

れて、高等裁判所支部の人員費として

千百万円を要求したが、全部これは通

らなかつた、こゝろよりよくな御答弁が

あつたのであります。私共は非常にこ

れを聞いて驚いたのであります。こ

るといふ表情であるのであります。一

例を申上げますと、福岡縣に現在二千

件くらいの刑事事件が入つておる。殆

んど一年近くも公判が開かれないとい

う状況で、中には保釈にもならないで

勾留を継続されておるような者もある

のであります。こゝろよりよくなことが

原因いたしました。拘留所においても

非常に拘禁過剰の状況を呈して、拘禁

所の増築、或いは予算等の要求の陳情

なども本委員会にも来ておるような有

様であるのであります。財政的方面か

ら考へましても、大藏當局がこの予算

を認められなかつたといふことにおい

て、いわゆる憲法におけるところの、

憲法第三十七條に被告人は迅速に公平

なる裁判を受ける権利があるといふ、

この憲法で認められた被告人の権利を

侵蝕せられておるといふ結果になるの

ぢやないか。更に又拘禁のために、拘

禁所の拡張であるとか、増築とかいふ

ことをしなければならぬ今日の表情

から考へましても、一面において僅かの

人員費を措きましたために、それ以上

の沢山の何十倍といふような費用を要

するよくな結果になるのではないか。

いわゆる俗に言う一文借しみの百失い

といふ結果を生ずることになるのでは

ないかと思へます。この点について千

かといふことを併せてお伺ひしたいと

思へます。

○政府委員(東條修君) 只今のお尋

ねは、最高裁判所の方から高等裁判所

の支部の設置につきまして、二三の要

求があつたが、それを削減した理由は

どうか。又場合によつては今後の予算

の問題として削減を受けた予算につい

て、何か復活その他適宜な処置がとら

れるかというお尋ねの趣旨と拜聴いた

したのであります。最高裁判所の方か

ら二十三年度の予算の編成のときに当

りまして、高等裁判所の支部十五法廷

を設置するに必要な経費といたしまし

てお話のよりの約一千百万円程度の経

費の要求があつたのであります。これ

につきましても、勿論最高裁判所の當

局の方からは、極めて熱心に御要求が

あつたわけでありまして、ちよつとお

話にもありましたが、決して最高裁判

所の御當局の熱意が足りないといふよ

うなことは、私共としては毛頭さよう

には考へておりません。又新憲法下に

おきまして、この高等裁判所の占める

地位の極めて重要なことにつきまして

は、大藏省といたしましても、よく承

知いたしておるのであります。それで

は具体的にどういふわけにこの予算が

削減せられたかという問題であります

みますと、確保し得ないよくな状況に

あるのであります。従いまして、高等

裁判所の支部が相当数設置せられまし

ても、直ちに人の充足ができるかどう

かといふことにつきましても、疑問が

ありますのみならず、予算を技術的に

申しますと、予算は予算の定員で以ち

まして、一應人員費に計上いたしてあ

ります次第であります。そのときに相

当数の欠員がありますといはしますれ

ば、その欠員の人員費は、相当予算の

実行上におきましては余裕を生ずるわ

けであります。そゝろいふ状況のとき

に、而も人的のいろ／＼な経験、或い

は閱歴を持つておる人の充足が相当困

難であると思はれるときにおいて、

直ちに人員費につきましても、予算の増

額をするといふことではないのではな

らうかといふ点が、第一点でありま

す。それから第二の点といたしまし

て、高等裁判所の支部を設置する場合

の廳舎の問題でございますが、この具

体的に設置箇所をどこにするかといふ

問題につきましても、最高裁判所の方

から予算の御要求がありました当時にお

きましては、まだ具体的に設置の箇所

が定つておらなかつたのであります。

そうしますと、予算を積算する場合に

おきまして、予算を見積る場合にお

しましては、いろ／＼お話もございま

したように、高等裁判所の支部の設置

といふことは、長い目で見れば確かに

必要なことである。但し予算編成の

当時におきましては、まだその條件が

熟しておらない。趣旨としては勿論了

承せられることであるけれども、予算

化する時期につきましても、今少し後

でよろしからうぢやなからうかとい

ことで、最高裁判所の御當局とも御相

談の上で、予算には計上しなかつた

いのが、本予算に計上いたさなかつ

た理由でございまして、それで然らば

今日においていろ／＼これらの條件が成

熟いたして参りました場合に、何か予

算的な措置があるかといふ、こゝろ

第二段の御質問であつたのであります

が、御承知のように予算の経過は、衆

議院、参議院、御審議願つてお

ります。只今このところ政府といた

しましては、余程突発的な事項がない限

り、追加予算は提出しない。改めて補

正予算は出さないといふことで、一應進

んでおるわけでありまして、従いまして

高等裁判所の支部の設置のために、今

後何らか予算の、補正予算と申します

か、追加予算と申しますか、そゝろい

用意があるのかといふ御尋ねであると

いたしまして、今日といたしましては

が、仮に最高裁判所の御当局が考えられるといたしますれば、これは予算的には旅費の問題というふうになつて参りますので、旅費の不足をどうするか。現在の予算で差繰つてやれるかどうかという点につきましては、十分最高裁判所の方と、大蔵省の方と御相談の上で今後これらの条件の熟するを待ち、又いろいろの情勢の進展に應じて、適當な措置を講じなければならぬのじやなからうか。但し予算に計上いたしません理由が、今私が申しましたように人的の条件、或いは物的の条件、これらの二つが欠けておるので、現状においてはまた予算化する域に達しておられないだろつという観点から、計上いたさなかつた次第でありますので、そういう措置を講じます場合におきましても、右に申述べました二つの条件がいろいろ熟して、こういうことが具体的に軌道に乗つて参るといふことが必要であらうかと、かように考へるのであります。

○前之國書一君 今詳細な御答弁を承りましたが、私をして忌憚なく言わしめれば、人的要素が備わつていないといふことが、或いは物的要素が備わつていないといふことが、予算を認めなかつた理由だといふことは、全く今日の新憲法下における刑事裁判といふものに対する認識と理解が、欠けておるといふことを言わざるを得ん。恐らくこれは間違ひであるから、實めるわけに行かぬのであります。その間、最高裁判所の説明も或いは足らなかつたかと思ひます。先ず私は人的要素を充足するには、予算といふものが正式に決まらなければならぬ。予算が決ま

つて、そうして然る後に人を入れる、人員の人も入れるし、更に新しく支部の方に要する裁判官も入れるといふことになるのであります。その自信があるから、最高裁判所は支部設置の人員の要求をされておるのであります。私は今政府当局が言われるように、最高裁判所に敬意を表し、これを信頼しておられるならば、そこまでお考えになる必要はないのではないかと。千百万円の最高裁判所支部設置の費用が要するといふならば、後の取扱ひについては最高裁判所にお任せになるべきではないかと考へる。私はどうも大蔵省局において、現在のいわゆる新憲法下における被告と雖も強く迅速に公平に裁判を受けることの権利を與えられておる、この裁判の実情を全く知らない結果であらうといふことを私は考へざるを得ないのであります。それにもう一度重ねてこの刑事裁判に對してどの程度の認識を持つておられるか、又は予算を削減せられるに當つてだけの御研究をなさつたかといふことを詳細に、若しお述べになるならばお伺ひいたします。

○政府委員(東條英樹君) 人員費の問題についてのお尋ねであります。先程ちよつと申上げましたように、現在人員でありませぬ場合におきましても、やはり御相談の上で決まりました。ただ人員費給與といふものは、予算に計上してあるわけでありませぬ。一般の行政官吏の場合でございますと、御承知のように、いわゆる行政の合理化、行政整理といふ問題がございまして、この人員費につきましては、一割五分の節約をやるというふうなことで、人員

費の計上に當りましたは、極めて嚴格な方針を以て臨んでおるのであります。最高裁判所の判事の予算につきましては、まだどういふ方針も決定しておらない。従ひまして、御指摘のように、予算に計上してないから人の選考ができないのだ、或いは人の充足ができないのだというふうなことは、私共は、予算運用の具体的な観点から申上げますと、必ずしもそういうふうな結果には相成つて参らないであらうと、かように存する次第であります。

○水久保善作君 私は、先づ前之國委員から、官時に支部を設置することに非常な反対の御意見を述べられたが、一言言わざるを得ない。私はそういう考へを以て申しておりませぬ。私は官時に必要なりといふ点を申しておるのであります。鹿兒島が悪いといふことは申しておりませぬ。それで私は今日の場合、今里程等の關係を申されておつたようであります。その關係から申しましても、官時は五時間しか掛かりませぬ。それから以南の方は全部官時が便利である。これは選定管轄を許すならば、これを採らなければならぬ。前之國委員は選定管轄を許さぬ前提においてお話になつておるので、その点が間違つておる。官時に設置されれば、大隅の殆んど全部が官時の方が近いのであります。鹿兒島のごときは、海を渡つて鹿兒島に渡らなければならぬといふことになる。鉄道はやはり都城を経て官時に行くことが便利なので、そういうことはこの設置の問題にならぬと思ひます。大隅の殆んど大部分の人は官時の方が便利がよいといふことは分つておる。自分の便利の

よい所に行くのでありますから、私はそういう議論は進らぬと思ひるのであります。更に又何か鹿兒島に大案件があるように申されたのですが、昭和二十二年の一月から十一月までの表が鹿兒島高等裁判所に出たのであります。これは民事事件におきます控訴事件は、鹿兒島地方裁判所は五件、官時地方裁判所は八件であります。刑事事件におきます控訴事件は、官時縣は九件で鹿兒島は十五件であります。その他の控訴事件であります。官時縣は四十四件、鹿兒島は八十五件であります。犯罪は大隅の方が多いと見なければならぬ。そういう關係から、如何に官時が便利であるかといふことは、向うが反駁しなければ反駁しませぬけれども、私は官時に設置することが、國家の上から申しましても、それから憲法上から申しましても、私は最もこの地方の國民を救う上においてこれがいよいよ民主政治であるといふことを私は考へまして、この設置を説いておるのであります。どうかさう御承知を願ひます。

○星野芳樹君 只今高等裁判所の設置について官時縣にするか、鹿兒島縣にするかといふ、前之國委員、水久保委員の御意見がありました。これは御両者が故郷を思つておられるという關係もありませんが、私は故郷は群馬縣で非常に遠いので、何ら關係ないので、たまたま先般九州地方を司法委員から視察に参りまして、その感想を申上げます。どちらが地の利が交通上便利だといふことは、公平な判断を願ひたい。私の見たのはただ廳舎の問題であります。廳舎の問題は、實際にお

いて、鹿兒島においては焼けたので、新造であります。弁護士會から、これが國會が削つたろうと言つて、食つて掛かれたらという状態で、甚だ余裕がないように見受けました。一方官時においては、損失もなかつたためか、非常に向りの地方にしては余裕があり、設備が整つておつたように拜見いたしました。この点を参考に供したいと思ひます。

○委員(伊藤修君) 只今調査事項を要求されておりましたが、それを政府委員にお伺ひしましたら、火曜日までに出すと言いますから、火曜日にこの問題に對しまして採決をいたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

○委員(伊藤修君) それではさうにいたします。

次に、青年補導法案を議題に供しますが、本案は先に質疑を継続しておりましたが、他に御質疑ございませぬか。

○大野幸一君 この法案におきまして、青年を保護するといふ意味でございませぬが、この補導所を刑務所との差異はどういふところにございませぬか、もう一度お伺ひしまして、それから順次質疑を継続したいと思ひます。

○專門調査委員(泉芳政君) 刑務所と青年補導所との違いは、その收容の狙いが先ず違つております。刑務所は、私から喋々申上げるまでもありませんが、青年補導所の方は刑罰としてでなしに、職業補導を主とした更生教育を施すといふところに主眼がございませぬ。實際の運用はそういう指導理念から創

設されておりますが、それを政府委員にお伺ひしましたら、火曜日までに出すと言いますから、火曜日にこの問題に對しまして採決をいたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。



に決まらなければならぬ。予算が決ま

節約をやるといふよりなことで、人件

いふことは分つておる。自分の便利の

であります。廳舎の問題は、實際にお

實際の運用はそういう指導理念から割

出して、やや少年院と刑務所との中間  
を行くようなものにならうかと考えて  
おる次第でございます。ただ收容する  
者は、刑務所の方は御承知のように刑  
罰を受けた者で、これが前科となるわ  
けでありますし、補導所の方は、あく  
まで刑罰ではなくて保護法の範疇に入  
るものとして、これは前科にならない  
というよりなところに、收容所として  
の相違があるかと思ひます。

○大野幸一君　そこで保護処分である  
ということですが、これに似通  
つたことで、刑事訴訟法の一部に少年  
審判法があるが、あれによつて少年に  
対する犯罪が、この第三條に似通つた  
ような場合に、適當の処分例をば調致  
とか、感化院に入れるとかいろいろよ  
うなことになるのであります。  
ところが、あれに対してどのくらい、  
施行以來今日まで、實際裁判所が統計  
で処分をしたか、私の見る目では殆ん  
どあれを適用してない。本法も又あ  
あいう危険に陥るのではないかと、こ  
う思ふのであります。少年院法ができた  
り、刑事訴訟法のような場合に、少年  
院の外に又こういうものを作つて、そ  
うしていろいろ異なるたる補導、処  
分とか、この感化処分というよりな  
ものをしなければならぬと、かゝること  
が、どうも余り複雑化するといふよう  
な感もなきに非ずであります。先  
ずあの實績の調査を、若し今までの刑  
事訴訟法の実績の調査でもせられたこ  
とがあるかどうかをお伺ひいたした  
と思ふのであります。

○専門調査員(泉芳政君)　お尋ねの御  
趣旨は、恐らく少年法を適用するに當つ  
て、少年審判所が直接受理するもので

なしに、裁判所、或いは檢察廳から少年  
審判所の方へ送致した者がどのくらい  
あるかということをも、もう少し局限  
して申し上げますと、檢察官が起訴した者  
について裁判所は少年審判所へこれを  
送致することを適當と認めて、少年審判  
所に送致して保護処分にしたのがどの  
くらいあるかというお尋ねかと拜聴い  
たしました。お言葉の通り裁判所にお  
きまして、檢察官から起訴された者を少  
年審判所に送つて保護処分に附する  
という例は非常に寥々たるものであり  
まして、詳しい数字はここに持合せてお  
りませんが、殆んど活用されておらんよ  
うな状況であります。併し本法は少年  
法乃至少年審判所の扱ひとの違ひは、  
先ず年齢的な差異があるのでありまし  
て、現行法の少年法では、十八歳まで  
ということになつておりましたが、そ  
こで、それと眺み合せまして青年補導  
法は、十八歳以上二十六歳未満とい  
うので、これは、いわば少年審判所  
十八歳未満の者をこれから除外して  
おります。そうして少年審判所がやる  
のではないのでありまして、檢察官が犯  
罪の嫌疑ありとして起訴した者につ  
いて、裁判所が判決等で実刑を科する代  
りに青年補導所へ入所を命ずるとい  
ふ新しい制度でありますから、これ  
は現在の青年犯罪の実情に照らし  
ても、いろいろ実務家の意見を聴いた  
のであります。非常に歓迎されてお  
ります。裁判所の方も趣味的な立法  
として、相当これを活用する意気込み  
を持つておるといふふうに見ておる次  
第であります。

○大野幸一君　私共どうも刑務所の意

見がそうであつたとか、裁判所の趣  
味的といふことに対しては、私は了承し  
かねるのであります。この少年審判所  
送つたといふ処分は寥々たるものであ  
りまして、これが而も十八歳未満の少  
年である場合もなか／＼、そういうこと  
をしなかつたのであつて、ましてや、  
これから十八歳から二十歳までとい  
う者に対して刑を科さないで、補導所  
へ入れるといふようなことが、今まで  
の實績からは私は考えられないと思  
つてあります。法を作るに余りに急  
いで、善いことであるからといつてど  
しどし法を作つて、作つた後に非常に  
困るといふようなことがあつては困  
るので、慎重を期する意味において私は  
聞きましたのであります。そこで一  
つ今までのその實績とよく似てい  
る、あの法律とよく似ているのです  
から、裁判所から一應統計をとつて貰つて、  
あれによつてあるものがどのくらいあ  
るかといふ統計を斟酌して貰いた  
い。それから序で、一体十八歳以上二十  
六年までの犯罪が今までの刑事被告人  
の何割くらいであつたか、こゝうい  
うのであります。その間に執行猶予がど  
のくらいあつたといふことを一つ調査  
して貰つて置きたいことを、私はこ  
に要求して置きます。

それからこの法律によりまして、昭和  
二十四年の七月十五日を予定せられて  
おるようであります。そうすると、い  
づれも今から約一年あつて、一年あ  
つたに成りますが、一年あつてといふの  
は、準備期間であるかも知れません。  
そこで、その間に刑事訴訟法といふの  
も當然改正になるのであります。し

し、第五條の刑事訴訟法云々という意  
味は、旧條文に属してしまつて、更に  
又これを改正しなければならぬとい  
うようなことがあるのであります。が、  
そういう構想を醸成されたことに賛成  
であります。更に又これを施行し  
て、この施行期日までに又青年補導法  
一部改正法律案が出なければならぬと  
いふような不便もありませんが、この点  
についてどうお考えであるか承りたい  
と思ひます。

○専門調査員(泉芳政君)　裁判所より  
少年審判所に送致した者の数は非常に  
少いといふことは先程も申し上げた通り  
であります。これは少年について相  
當な部分で、檢察官から裁判所に起訴さ  
れる前に少年審判所に送られますので、  
つまり十八歳未満の少年に対しては少  
年審判所という非常に行き届いた鑑別  
機關があるといふことから、檢察官の手許  
で相當にふるいに掛けて、起訴する者  
は、到底手に負えないといふような性  
質の者だけを起訴するといふような趨  
勢にありますが、その結果、裁判所も檢  
察官がさうに認めて起訴して来たもの  
を、更に又他の観点からこれを、少年審判  
所へ送るといふことは余りやらないわ  
けであるかと考えておる次第でありま  
す。ところが本法の適用を受けました十  
八歳以上二十六歳未満の青年に対しま  
しては、檢察官の手で起訴猶予にするか、  
或いは起訴するか、そのいずれかを選ぶ  
しかなないのであります。起訴猶予に  
した場合にこれを少年審判所へ廻すと  
いふ手がないのであります。そこで起  
訴猶予にした場合に、しつかりした引  
受人があればいいのであります。併し  
併し情状は起訴猶予にはなし難

い、そこで裁判所に送つた場合に、  
裁判所として執るべき処置はこれを執  
行猶予にするか、或いは実刑を科して  
監獄へ打ち込むか、その二者いずれか  
を選ぶの外、途がなかつたわけであ  
ります。ここに青年補導所が設けら  
れることによつて、恰も檢察官が相當な  
部分で少年審判所へ送つて保護処分に  
付するようになり、裁判所が判決によつて  
青年補導所へ入所を命ずるといふ処置  
によつて保護処分をするという便法が  
生れて来るわけでありまして、むしろ  
私は対比すれば、檢察官が少年審判所  
へ送る数字とこれを比較されるべきで  
はないかといふふうにも考えておる次  
第であります。御要求の資料は直ちに  
裁判所の方に照会いたしまして、取寄  
せたいと考えておる次第であります。  
それから施行期日の点は、現下國家  
財政の實情に鑑みまして、その他諸般  
の準備で相當時日を要するといふ見地  
から、昨年第一國會で提案されました  
際には、約一年間の余裕を見まして、  
昭和二十三年十二月三十一日としたこ  
とでありましたが、その後約半年を越  
えいたしました。今日又改めて提案さ  
れることになつたものであります。か  
ら、今日を起算としてやはり一年間と  
いふような予定で施行期日を延ばすこ  
とにしたわけでありまして、御説の通  
り條文中にある刑事訴訟法は、今回改  
正が実現しました場合には、關係法律の  
整理として、青年補導法中の刑事訴訟  
法の准用の條文は改められねばならぬ  
と考へる次第であります。これは  
外にもいろいろ例のあるところであ  
ります。さまで繁雜ではなからうか  
と思つておる次第であります。

五

○委員長(伊藤雄)では時間もないようですから、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君  
理事 鈴木 安孝君  
委員 岡部 常君

委員

大野 幸一君  
中村 正雄君  
大野木秀次郎君  
水久保延作君  
東丸 義齋君  
前之園喜一郎君  
松村眞一郎君  
宮城タマヨ君  
星野 芳樹君  
小川 友三君

政府委員

法務廳事務官 岡咲 恕一君  
(法務廳調査意見第一局長)  
大藏事務官 東條 猛彦君  
(主計局第一部長)説明員  
最高裁判所 角村 克巳君  
總務部長

〔参照〕

人身保護法案に対する修正案  
第一條を第二條とし、第一條として次の一條を加える。

第一條 この法律は、基本的人権を保障する日本國憲法の精神に従い、國民をして、現に、不当に奪われてゐる人身の自由を、司法裁判により、迅速且つ、容易に回復せしめることを目的とする。

第二條を第三條とする。

昭和二十三年八月十二日印刷

第三條を第四條とし、同條中「第一條」を「第二條」に、「その他關係者」を「拘束者又は請求者に」改める。  
第四條を第五條とし、次のように改める。

第五條 請求には、左の事項を明らかにし、且つ、證明資料を提出しなければならない。

- 一 被拘束者の氏名
- 二 請求の趣旨
- 三 拘束の事実
- 四 知れてゐる拘束者
- 五 知られてゐる拘束の場所

第六條として、次の一條を加える。

第六條 裁判所は、第二條の請求については、速かに裁判しなければならない。

第六條を第八條とし、同條中「第一條」を「第二條」に改め、「裁判所は、」の次に「請求者の」を加える。

第七條を第九條とし、同條第一項中「請求代理人並びに關係者」を「被拘束者、請求者及びその代理人その他事件關係者に、同條第二項中「部員」を「合議体の構成員」に改める。

第八條を第十條とし、同條中「第十四條を第十六條に、」條件として、弁護士の保証の下に、又は保証金を立てさせ若しくは立てさせないで、一時釈放を「暫約させ又は適當と認める條件を附して、被拘束者を釈放し」に改め、同條に第二項として、次の一項を加える。

前項の被拘束者が、呼出に應じて出頭しないときは、勾引することができ。

第九條を第十一條とし、同條第二

項を次のように改める。

前項の決定をなす場合には、裁判所は、さきになした前條の処分を取消し、且つ、被拘束者に出頭を命じ、これを拘束者に引渡す。

第十條を第十二條とし、同條第一項中「前條」を「第七條又は前條第一項」に、「同條第三項中「服さない」を「従わない」に、「服する」を「従う」に改め、同條第四項中「三日の期間をおかなければならぬ」の次に「審問期日は、第二條の請求のあつた日から一週間以内、これを開かなければならぬ」を、「特別の事情があるときは、」の次に「期間は、各々を加える。

第十一條を第十三條とし、同條第二項中「代表者」を「裁判官」に改める。

第十二條を第十四條とし、同條第一項中「被拘束者及び弁護人」を「被拘束者、請求者及びその代理人」に、「同條第二項中「弁護士」を「代理人」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の代理人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第十三條を第十五條とし、同條中「請求の趣旨、その理由」を「請求者の陳述」に、「証拠資料」を「證明資料」に改め、同條に次の一項を加える。

拘束者は、拘束の事由を説明しなければならない。

第十四條を第十六條とし、同條第二項として、次の一項を加える。

前項の場合においては、第十一條第二項の規定を準用する。

第十五條を第十八條とし、同條中「第十條」を「第十二條」に、「服さない」を「従わない」に、「服する」を「従う」に改める。

第十六條を第十九條とし、同條中「弁護人」を「弁護士」に改め、同條第二項を削る。

第十七條として、次の一條を加える。

第十七條 第七條、第十一條第一項及び前條の裁判において、拘束者又は請求者に対して、手続に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。

第十七條を第二十條とし、同條中「第一條」を「第二條」に改める。

第十八條を第二十一條とする。

第十九條を第二十二條とする。

第二十條を第二十三條とし、同條中「手続」を「事項」に改める。

第二十一條を第二十六條とし、同條中「第十條」を「第十三條」に改め、第二十四及び第二十五條として、次の二條を加える。

第二十四條 他の法律によつて、なされた裁判であつて、被拘束者に不利なものは、この法律に基く裁判としてい觸する範圍において、その効力を失う。

第二十五條 この法律によつて救済を受けた者は、裁判所の判決によらなければ、同一の事由によつて重ねて拘束されない。

附則中「三十日」を「六十日」に改める。

昭和二十三年八月十三日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局